

関係団体及び周辺市町 との連携

7 関係団体及び周辺市町との連携

(1) 全国組織

ア. 全国基地協議会

駐留軍及び自衛隊が所在する全国の地方公共団体をもって昭和30年に組織されて以来、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する調査研究並びにその具体的な解決方策を強力に推進することを目的として関係予算の獲得運動などを含め次の事業に取り組んでいる。

◎事業

1. 国有提供施設等所在市町村の実態調査並びに研究
2. 国有提供施設等の所在に伴う税収の欠陥に関する対策
3. その他本会の目的達成に必要なこと

◎加盟団体数及び組織

平成27年7月現在、233都市町村（1都161市71町村）が加盟しており、会長（1名）、副会長（7名）、理事（18名）、監事（2名）の役員がいる。役員は加盟団体の長の中から選ばれており、現在、佐世保市長が会長となり運営されている。

事務所は全国市長会内（東京都千代田区平河町2丁目4番2号）におかれ、全国市長会の社会文教部が事務局を担当している。

また、活動については防衛施設周辺整備全国協議会と同一歩調を取っている。

イ. 防衛施設周辺整備全国協議会

防衛施設の所在及びその周辺の地方公共団体をもって昭和47年に組織され、自衛隊等の行為によって生ずる損失の補償、障害の防止及び防衛施設周辺の整備を促進することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上を図ることを目的として、関係予算獲得のための運動などを含め次の事業を行っている。

◎事業

1. 損失の補償及び障害の防止又は軽減に関する調査研究及びその対策
2. 防衛施設周辺整備に関する調査研究及びその対策
3. 飛行場周辺の安全に関する調査研究及びその対策
4. その他防衛施設周辺整備に関し、必要と認めた事業

◎加盟団体数及び組織

平成27年7月現在243市町村（156市87町村）が加盟しており、会長（1名）、副会長（7名）、理事（18名）、監事（2名）の役員がおり、現在、千歳市長が会長となり運営されている。

活動は全国基地協議会と合同で行っており、全国基地協議会と同様に事務局を全国市長会の社会文教部が担当している。

ウ. 全国市議会議長会基地協議会

全国の米軍諸施設、自衛隊及び旧軍港等の施設に関する市議会議長で組織されており、基地関係自治体共通の問題の調査、研究並びにその具体的な解決方策を推進することを目的として次の事業を行っている。

1. 基地施設の所在することによる税収欠陥、特殊財政需要等に関する対策
2. 基地が所在することによる周辺整備対策
3. その他本会の目的達成に必要な事項

また、基地が返還された都市に共通する財産処理の対策に関することについての事業並びに国との関係予算獲得に向けての実行運動等を行っている。

平成27年4月現在195市町村が加盟しており、横須賀市議会の議長が会長に就任している。事務局を全国市議会議長会（東京都千代田区平河町2丁目4番2号）に置き、政務第一部が所管している。

なお、関東地区（東京都および神奈川、山梨、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉の各県）の加入市町村の議会議長で「全国市議会基地協議会関東部会」を組織して同様の活動を行っている。

（2）基地周辺市町の組織

ア. 横田基地周辺市町基地対策連絡会

横田基地周辺の関係市町の連携組織としては、昭和45年4月に防衛施設が所在することによって起こる諸問題の調査並びに具体的な解決方策と地域住民の福祉の向上を図ることを目的として、7市2町の代表者各3名で「立川・横田基地対策協議会」が設置されたが、立川基地の返還に伴い解消されている。

その後、7市2町の基地対策担当職員で同様の組織をつくり情報交換等を行っていたが、昭和58年5月からは、横田基地が所在する5市1町の基地対策担当者で「横田基地周辺市町基地対策連絡会」を組織し、さらに平成7年4月からは首長を含めた組織に強化して、基地の所在することによって起こる共通の諸問題の調査研究と地域住民の民生安定と福祉の向上を図るために具体的な解決についての調査研究を行っており、基地に関する情報交換や昭和58年から始まった米空母艦載機の離着陸訓練の中止要請等を行い、また、横田基地と同様に基地が所在することによって起こる様々な悩みを抱える関係市町村への視察研究等を行っている。

イ. 横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

米軍基地や日米地位協定に対する都民の関心が高まるなか、平成8年5月27日に都知事が横田基地周辺の視察を行った。この際、周辺5市1町の首長から東京都と関係市町による連絡会の設置について、提案し知事もその必要性を感じていたため、その提案を受けて「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」が平成8年11月11日に発足し、東京都と横田基地が所在する周辺市町が密接に連携し、基地に起因する問題の解決へ向けて協議することにより、住民福祉の向上を図ることを目的として、最近では、防衛施設周辺対策制度の見直しについての要請をはじめ、様々な要請並びに要望活動を行っている。

(3) 国及び東京都等の関係機関

ア. 防衛省の仕組み

基地周辺対策等の実施機関として、防衛省の中に地方防衛局があり、8防衛局が設置されている。横田基地関係は北関東防衛局が管轄している。

[北関東防衛局]

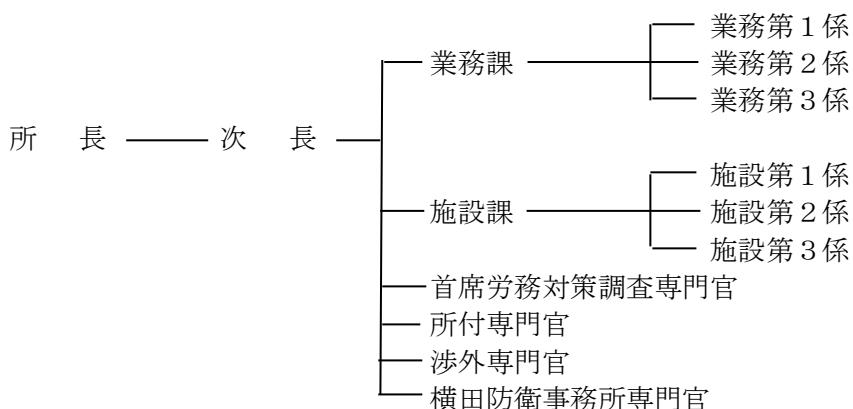
1. 所在地 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1（郵便番号330-9721）
さいたま新都心合同庁舎2号館
TEL 048-600-1800
2. 管轄区域 関東上信越の1都7県
(東京、新潟、群馬、長野、栃木、茨城、埼玉、千葉)
3. 組織 局長
次長・防衛補佐官・会計監査官
総務部
総務課・会計課・契約課・労務対策官・報道官・訟務官
企画部
次長・地方調整課・基地対策室・地方協力基盤整備課・事態対処支援室・
施設対策計画課・周辺環境整備課・防音対策課・住宅防音課
調達部
次長・調達計画課・建築課・土木課・設備課・通信課・総括建設監督官
管理部
業務課・施設補償室・施設管理課・施設取得課
装備部
装備企画課・装備第1課・装備第2課・首席検査官
4. 業務内容 地域の理解や協力の確保
防衛セミナーの開催等、各種事業の説明・調整、事態発生時の対処、事件・
事故発生時の連絡
地域との調和
防音工事、移転補償、緑地帯の整備、その他の助成等
防衛施設の整備
防衛施設の建設、防衛施設の取得・管理、損失補償
在日米軍関連
損害賠償、在日米軍従業員の労務管理
装備品の調達等
入札・契約の適正化

5. 防衛施設事務所・出張所

新潟、前橋、宇都宮、百里、横田、千葉の6防衛施設事務所と小笠原出張所が設置されており、防衛施設及び周辺対策等に関する地元における窓口となっている。

[横田防衛事務所]

1. 名 称 北関東防衛局 横田防衛事務所
2. 所 在 地 東京都福生市熊川864番地 042-551-0319
3. 組 織



4. 管轄区域 東京都（特別区、清瀬市、伊豆諸島などの島しょ地域を除く）及び埼玉西部地域の35市17町2村

5. 所掌事務

- ・米軍及び自衛隊が使用する施設の取得、管理、補償並びに建設工事の連絡・調整等業務
- ・基地周辺対策業務
- ・地位協定18条関係（事故補償）賠償業務
- ・駐留軍労務者の労務対策関係業務
- ・補助金事業関係業務

6. 沿革

- | | |
|--------------|---|
| 昭和24年 7月 1日 | 特別調達庁横田監督官事務所として発足
(福生町福生2, 328番地) |
| 昭和25年 4月 1日 | 特別調達庁東京特別調達局横田監督官事務所に改称 |
| 昭和27年 4月 1日 | 調達庁東京調達局横田出張所に改称 |
| 昭和28年 8月 1日 | 調達庁東京調達局横田調達事務所に改称 |
| 昭和37年11月 1日 | 防衛庁設置法の一部を改正する法律が公布され、東京防衛施設局横田防衛施設事務所となる。 |
| 昭和47年 3月 | 事務所が現在の場所に完成し移転する。 |
| 昭和62年 5月 21日 | 立川防衛施設事務所が、横田防衛施設事務所に統合される。 |
| 平成12年 3月 1日 | 入間川防衛施設事務所が、横田防衛施設事務所に統合される。 |
| 平成19年 9月 1日 | 防衛施設庁東京防衛施設局が防衛省北関東防衛局に改編されたことに伴い、北関東防衛局横田防衛事務所となる。 |

イ. 東京都の基地関係窓口

東京都における基地関係窓口は、都市整備局基地対策部であり、基地に基づく諸問題の対応にあたっている。

また、航空機騒音に係る環境基準の地域指定に関連して、騒音防止の観点から航空機騒音調査を環境局環境改善部大気保全課が担当している。

それぞれ、基地対策に関連して、基地対策部では、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（昭和37年1月設立）を通じ、関係予算の確保や対策の充実について要望している。

環境局では、関係省庁（環境省、防衛省、外務省）や基地等に対して、航空機騒音防止対策の推進に関して要請等をしている。

市では、東京都市長会を通じ、東京都に対し基地周辺自治体の生活環境整備対策として、関係自治体との連携・協議を強化するとともに、国に対しても各種の障害防止策や財政援助について積極的に要請するよう申し入れている。

なお、都市整備局では基地資料集「東京の基地」、環境局では「航空機騒音調査結果報告書」を発行しており、今回この資料を参考にさせていただいた。

ウ. 一般財団法人 防衛施設協会

前身である財団法人防衛施設周辺整備協会は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する諸問題の解決と改善のため、必要とされる施策についての調査及び研究を行い、その結果を国及び地方公共団体等の施策に反映させ、また必要な事業の推進に協力し、もって民生の安定及び福祉の向上に寄与することを目的に、昭和52年6月1日に全国241市町村（当時）の寄付金等を原資として設立された。

同協会は、その設立趣旨と活動実績をもとに、公益法人制度改革法の規定に基づき平成26年4月に誕生し、次のような事業を行っている。

1. 航空機騒音度調査等事業

航空機騒音度調査等に関する国及び民間からの受託業務

協会の学術、技術の向上を図るため、同様の研究をしている大学等との研究会の実施等積極的な交流

2. 住宅防音等事業

住宅防音事業の事務手続に係る受託業務

住宅防音事業に係る補助事業者及び施工業者等からの相談等に対し幅広い支援

住宅防音実施後の住宅の建具部品等（鍵機能限定）の交換経費の助成

3. 調和事業

(1) 環境保全支援研修事業

防衛施設周辺整備全国協議会等との共催による基地周辺対策実務中央研修会の実施

防衛施設周辺の基地協議会等が実施する基地周辺対策実務地方研修会の経費の一部助成

(2) 環境保全対策融和助成事業

防衛施設周辺市町村若しくは自衛隊等協力諸団体が実施する行事で、自衛隊等と防衛施設周辺住民との融和に資する行事等に対し、経費の一部を関係団体に助成

防衛施設周辺市町村が、学識経験者等を招き実施する各種講演会並びに地域に適応した市民活動及び講演会の経費の一部助成

※上記1～3の項目については、主な事業を列記したものであるが、一般的には、2の住宅防音等事業が知られている。住宅防音工事についての問合せ等は、市役所並びに横田防衛事務所と防衛施設周辺整備協会（東京支所）が行っており、工事の申し込みは、北関東防衛局で受付を行い、その後の助成手続きは、補助事業者から委託を受けた施設周辺整備協会が代行することにより円滑に行われてきたところである。

しかし、平成22年度に行われた公益法人関係を対象とした行政刷新会議の事業仕分けにおいて、

従来の事務費補助は廃止すべきとの結論から、平成23年度以降の実施方法については、住宅防音工事の補助金助成を受ける住民の方の申請事務手続等をサポート（支援）する事業者について、一般競争入札に附し委託契約業者を決定する手続きを実施している。

市では基地対策特別委員会等を通じて、この住宅防音工事の手続きに関して、市民及び地方自治体の負担増大につながることなく、引き続き円滑に行えるよう要望しているところである。

◎本 部 〒105-0014 東京都港区芝3-41-8 駐健保会館3F 03-3451-9221

◎東京支所 〒194-0022 東京都町田市森野1-33-11 町田森野ビル4F 042-710-5156